

点検マニュアル製作

大垣工業高校 建設工学科 3年

佐竹 元 杉田 旬政 宮内 優季 高井 淳矢

1. はじめに

本校は、校舎の劣化状況を調べるために3年に1度専門家による点検を行っていますが、その他は学校の職員が実施しています。昨年の先輩方が学校の劣化状況を調べるため建築基準法第12条点検を実施し、点検結果報告書を作成されました。しかし、点検方法には専門用語が多く使われ、建築士のような専門家しか出来ませんでした。そこで、だれもが分かりやすく点検出来るよう写真入りのマニュアルを作成することにしました。



写真1 校舎外観

2. 12条点検とは

建築物は、要求されている諸機能を維持保全するとともに定期的に損傷、腐食その

他の劣化の状況に係る点検を義務付け建築物の安全確保に努めなければなりません。学校のような特殊建築物は建物本体で3年に1度、建築設備は毎年点検することが定められており、これを12条点検と呼んでいます。

3. 12条点検を実際にやってみて

まずは、自分たちが12条点検の点検方法を理解するために、昨年度先輩方が行った点検結果票をもとに校舎の点検を実施しました。実際に体験してみると、どのような観点で点検したらよいか分かりづらく、素人では難しいのではないかと思います。劣化でも軽いものから重いものまでありました。指摘項目判定表をもとに劣化度や今後の対策における優先度を自分達なりに考え作成しました。





写真2 点検風景

4. 作成したマニュアル資料について

自分達で点検しなければならない場所や劣化箇所の写真を撮り、文部科学省の非構造部材の耐震化ガイドブックを元に作成していきました。点検する人が専門の人でなくても分かりやすいように、説明を簡単にし、矢印などに目立ちやすい色を付け写真の構成を行いました。

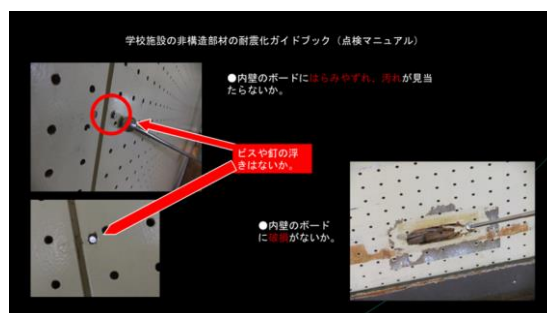


写真3 マニュアル資料

5. まとめ

私たちはこの課題研究を通して多くのことを学ぶことが出来ました。まず、12条点検について調べ、校内点検、資料作成の順に進めていきました。

一人一人が自分の役割を把握し、全員で協力しながら作業していきました。また、ミスがないようにチェックし、ただ作るだけでなく、資料を見る人が分かりやすいように手直しを行いました。

よりよい資料を皆で作ることができたと思います。この資料を参考に学校の安全管理

に役立てて頂ければ幸いです。



写真4 点検風景